

# 広報 高松地区改良住宅

6月 10日

第334号

毎月10日・25日  
福岡県遠賀郡  
水巻町発行

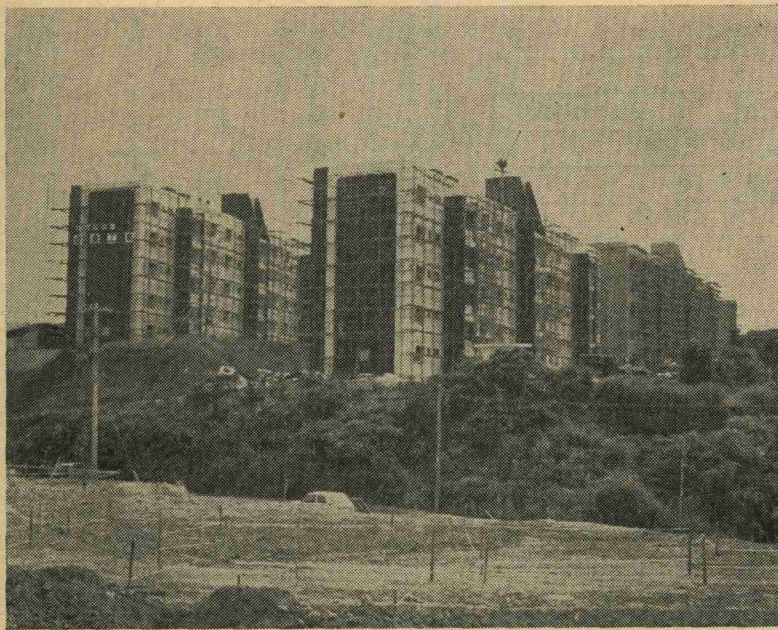
## まもなく完成

### 高松地区改良住宅

#### 第一期工事

町では、昨年十月末に高松地区改良住宅建設工事にとりかかり、第一期工事の完成を間近かにひかえました。  
高松地区改良住宅建設事業での建設計画では、総建設戸数は七百

三十五戸で、現在第一期工事（五棟百五十戸）がすすめられ、このうち三棟九十戸は七月末に、また、残り二棟六十戸は八月末に完成を予定しています。



## 田植シーズン!

### 農業機械の取扱には十分に注意を

六月は田植のシーズン、「苗つくり」から「耕作」、「代かき」「田植」と、これからは忙しい毎日がつづくことと思えます。

最近の農業の機械化はめざましく、大型化し、高性能な機械がどんどん導入されています。その一方、これにともなって農作業による事故も増加し、複雑化、高度化しています。

県が49年度に過去3カ年の農作業による事故調査を行なった結果死亡事故の内容は別表のとおりです。

農作業の事故は、機械の取扱いの未熟と不注意によるものが大部分です。事故がおきてからではとしかえしがつきません。平素から農作業の事故防止について十分ご注意ください。

農業機械を使用するときの注意

- ・機械の運転は、交通法規を守って正しい運転を
- ・仕事にかかる前の整備点検は確実に
- ・農繁期は特に、過労にならないよう睡眠は十分にとりましよう

### 過去3年間の農作業による事故

年度別	死亡件数	死亡原因別				備考
		耕うん機	乗用トラクター	その他の機械	機械以外	
46年	4件	0	1	2	1	転落1.電気事故1 その他2(うち即死3)
47年	5件	1	1	1	2	交通事故1 転落 2 溺水2(うち即死3)
48年	4件	2	1	1	0	交通事故1 狭圧 1 転落2(うち即死2)

。農業機械の稼動中は衣服などが巻き込まれないように注意を

### 町の人口

(50年5月末現在)

人口 24,084  
男 11,679  
女 12,405  
世帯数 7,141



つゆ 梅雨 つゆ 梅雨

# 雨期で水害に対する備えを



豪雨のため水の溢れたときの鯉口地区

## 町内重要水防区域と危険箇所

〔河川の部〕		
河川名	箇所別	予想される危険
堀川	吉田ノ一、二、三 一帯 700m	溢水
羅漢川	吉田ノ二(本村、滑石、御輪地)一帯 300m	〃
赤水川	頃末東町附近一帯 100m	〃
山田川	頃末先園から中組一帯 200m	〃
鯉口川	鯉口区一帯 100m	〃
大平川	中央区鹿兒島本線ぞい一帯 500m	〃
〔山林の部〕		
地区名	箇所別	予想される危険
吉田ノ二、本村	本村一組山裾	土砂ずれ・落石
吉田ノ三、車返	折尾高校下山裾、河守神社南側一帯	〃
鯉口区	鯉口区裏、美吉野団地下、鉄道ぞい一帯	〃
頃末	頃末伊豆神社より、東側明神ヶ辻山裾及び西側山裾	落石
新生街	山神、新生街裏山一帯	〃
樋口	樋口、赤水、う月地区山裾一帯	落石

つゆがやってきます、あなたの水害に対する備えはできていますか。

町では、水害を防ぎ、また被害を最少限に食い止めるため、各関係機関からなる「水防協議会」で

水防対策を検討し、水防計画をまとめました。

福岡管区気象台が五月二十日に発表した九州北部の六月から三ヶ月の長期予報では、梅雨入りは平年より早く、前半、梅雨前線の活

動が弱く雨も少ないが、後半は前線の活動が活発になり、六月下旬、七月中旬と局地的な大雨があり、梅雨明けは平年より遅いとされています。

町水防協議会は、町内の重要水防区域と危険箇所を別表のように指定し、これに対する対策をたてていますが、家庭でも万一の災害に備えて十分ご注意をお願いします。

## 国土調査

### 7月1日から

### 一筆地の調査

町では、国土調査事業を行なっていますが、七月一日から一筆地調査を開始しますので、七月一日

## 児童手当の現況届は

### 6月末日まで

毎年6月は、児童手当の現況届を出す月となっています。現在受給している方は、6月末日までに届出をされるようお願いいたします。

なお、届出をしない場合は手当の支給が停止されますからご注意ください。

### 児童手当受給資格

①18歳未満の児童を3人以上養育し、このうち1人以上が義務教

までに各所有地には境界くいを打たれるようお願いいたします。

なお、山林、原野など雑木の密生している境界線は、早目に刈払をして境界を明らかにしてください。隣地境界不明の場合は、調査及び測量はいたしませんからご注意ください。(境界くいは国土調査係であつせんします。)

### 問題があれば

### 実施委員会に

町道水路や国有地関係の境界については、実施委員会と関係官庁が確認をして決定しますので、問題個所があれば事前に実施委員会に連絡してください。

猪熊地区国土調査実施委員  
柴田已代治、大場寿基雄、原田弘道、矢野繁美、大場金吾、田中一郎、貞末至、光末文雄、前田忠藏、椿明

育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)であること。

②前年の所得額が一定の額(たとえば、扶養親族が5人の場合、3,066千円)に満たないこと。

この受給資格に該当される方は児童手当の請求をしてください。

なお、現況届及び申請書は役場老人児童課にあります。



差別のない明るい町を

同和問題を正しく認識しよう

同 対 審 答 申 から

同和対策の経過(その二)

大正初期に、同和地区の人々の

自覚に基づく自主的な改善運動が勃興したことに注目しなければならぬ。それは、全国的に各県に組織団体が結成され、部落改善運動が展開された。これらの団体は今までのとは性格を異にし、上からの奨励による官製の団体ではなく下から同和地区住民の自主的な団体として組織されたのである。前記の細民部落協議会に和歌山県代表として出席した岡本弥が、内務大臣に提出した要望書は、当時の改善運動指導者たちの見解や主張を代弁している。すなわち、一、部落特有の職業は成るべく改めしむるよう奨励し、皮革の如

8

き厭ふべき臭気ある職業は取締規則を設け体裁を改めしむるようの処置を希望す。

一、細民の住居は採光と煙出しの不備により、眼疾を招くこと多し、又便所の設備概して不完全なり、府県には家屋建築条例を設け一定の猶予期間を与えて、漸次改造を命ぜられたし。  
一、住民道路溝渠の掃除に就いても、取締規則を制定せられたし。

一、部落の人口は益々増殖し細民は益々増加す。他に移住策について格別の考慮を払われたし。  
一、部落特有の疾患にトラホームあり、これが根治については格別の施設を願いたし。

一、部落の弊風は一朝一夕で醸成されたものではないので、単に指導奨励文では到底改善さるべきとは思われない。国家として相当の助成金を支出されるよう御配慮願いたし。

一、部落の改善に、部落民の自覚は最も肝要の次第なるも、部落民の自覚を障害して居るものは一般民の差別行為である。以下二、三の実例を具陳せん。

① 官衛公署は勿論、会社工場には部落民を使用されていない。部落民の教育が進まないのは、皆これに起因している。

② 小学校、中学校は勿論、専門以上の学校に部落民の入学は甚だ困難である。学校内に於ける差別撤廃は部落民の就学心を向上せしむる唯一の方法である。  
③ 相当学識を有するものは、

努めて官公署に任用されることともならば、部落の人心を鼓舞激励し、教育は奨励をまたずして進歩すべきことと信ず。部落改善は、つまり富の向上を図ることである。

一、部落民なるが故に管業上に又農民の小作上に於いて、不利な立場に於かれて居る実例は少なくない。これら差別的行為の除去に努力されたし。

以上のごとく、明治、大正時代の部落対策の改良主義的特徴は同和地区住民の生活実態の劣悪性がわが国の社会経済体制の病理に由来することを理解せず、ただ単に地区民の主体的条件を改善整備することに上つて同和問題の解決が実現されることの認識にあったのである。

消防IIQ-ナ-

早い通報少ない損害



災害の中で最もおそろしいのが火災です。もし、自分の不注意で火災を出しても勇気を出して知らせることが大切です。自分だけであるいは家族だけで消そうとして知らせる時期が遅れると、延焼拡大して被害が大きくなるばかりか、尊い人命をなくす最悪の事態をまねく恐れがあります。

火災を発見したらすぐに消防署に連絡しましょう。

の種類とかけ方

**加入電話** ……受話器をはずして 691・0119をまわす。

**赤電話** ……電話の管理者(店の人)にたのんで、かぎをきりかえてから 691・0119をまわす。

**青電話** …… 119専用ダイヤルのあるものは、受話器をはずして 119をまわす。(北九州市消防局にしか通報できません) 専用ダイヤルのないものは、受話器をはずし、10円玉を入れてから 691・0119をまわす。(通報が終ると10円玉はもどる)

**プッシュホン** ……691・0119とボタンを押す。

管内火災・救急発生状況

救急と火災	水 巻	芦 屋	岡 垣	遠 賀	合 計
救 急	98 (27)	69 (14)	60 (16)	60 (14)	287 (71)
火 災	7 (1)	3 (0)	8 (1)	6 (0)	24 (2)

昭和50.1.1~4.30まで、( )内は4月分

二輪車を  
運転するときは  
必ずヘルメットを

自動二輪車の運転者は、道路交通法第七十一条の第三項の規定により、乗用者ヘルメットをかぶることが義務づけられています。が、今回道路交通安全法施行令の一部が改正され、今年の七月一日からヘルメットをかぶらないで自動二輪車を運転すると、行政処分の基礎点数一点がつけられることになりました。

二輪車の事故では横転したときに頭をうつことが多く、事故防止、被害軽減のためにもヘルメットを必ず着用するようお願いいたします。

お 礼

香典返しとして次の方から社会福祉協議会へご寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともにあつくお礼申しあげます。

- 吉田団地 竹口ヒデ殿
- 故竹口広止殿
- 猪熊 団野キヨカ殿
- 故団野熊蔵殿
- 鯉口区 団野キヨカ殿
- 故香川マキエ殿 香川春雄殿
- 社会福祉事業のため次の方から金一封ご寄贈がありました。あつくお礼申しあげます。
- 樋口 副島国治殿



### 高血圧教室

◇日時 6月18日 9時30分～11時30分

◇会場 遠賀保健所栄養指導室

◇内容 血圧測定 13時～13時30分

・講義・減塩食調理実習・試食  
13時30分～15時30分

◇料金 無料

### 母子保健相談

◇日時 6月20日 9時30分～11時30分

◇会場 吉田団地公民館

◇内容 赤ちゃんの身長、体重測

### 医 宅 在 日 曜

6月15日 入江医院 外科 頃末 601・3320  
22日 渡辺医院 外科 頃末 691・2616  
29日 楠本医院 内・児科 大膳橋 093・24・0385  
7月6日 前原医院 内・児科 樋口 691・0553  
診察時間は9時から17時、原則として往診はいたしません。

## お知らせ

定、育児及び家族計画相談指導(家族計画)についての器具、薬品については若干準備しています

### 老人医療

#### 受給者証の切替え

町では、老人医療受給者証の切替えを行ないます。

現在の老人医療受給者証及び老人医療証の有効期限は、50年6月30日までとなっています。

昭和50年7月から51年6月までの老人医療受給者証の交付を次のとおり行ないますので、期間中に切替えをされるようお願いいたします。

◇期間 6月25・26・27日  
◇時間 9時～16時30分  
◇申請受付場所 役場別館  
◇持参品 印鑑、加入している健康保険証(扶養義務者の保険証)

### 乳幼児医療の切替え

#### 七月一日から新しく

町は、乳幼児医療証の切替えを行ないます。

現在、乳幼児医療費の無料の適用を受けている方は、七月一日から医療証が新しく変更されますので次のとおり申請してください。

なお、保険組合の所在地が福岡県外の方で、医療証の発行を受け

・扶養義務者の源泉徴収票の必要方  
①扶養義務者が50年1月1日以降に転入された方  
②扶養義務者が町外に居住されている方  
・本人の源泉徴収票が必要な方  
①老人医療対象者が被保険者でありかつ、50年1月1日以降に転入された方

#### 乳幼児医療切替日時と場所

日	時	場	所	地	区
6月18日	9時～16時	水巻町	役場別館	立屋敷、伊左座、みずほ、二、二町住、下二、下二町住、伊左座、林住宅、緑風園、美吉野、松栄荘	
6月19日	9時～16時			吉田ノ一、吉田ノ二、吉田ノ三、吉田団地、頃末、二社区、中央区	
6月20日	9時～16時			杓、古賀、樋口、猪熊、猪熊町住、古賀県住、鯉口区、梅ノ木区、高松区、三ツ頭区	

### 6月のし尿汲取予定日

- 2日 猪熊・頃末
- 3日 猪熊・頃末
- 4日 猪熊・唐ノ熊県住・吉田片山・ぬめり石
- 5日 樋口・吉田御輪地・車返し・鯉口
- 6日 高松区・三ツ頭区・樋口・吉田垣添・中央区
- 7日 高松区・三ツ頭区・頃末(6・11・14区)・緑風園・中央区
- 9日 高松区・三ツ頭区・頃末(15・18区)・頃末(6・11・14区)・川端商店街・吉田県道筋
- 10日 川端商店街・上二・下二・立屋敷・伊左座
- 11日 古賀・う月・吉田本村・車返し
- 12日 古賀・う月・大橋・上二町住・下二町住・宮ノ下社宅
- 13日 頃末(6・11・14区)・杓
- 14日 猪熊・樋口
- 16日 猪熊・樋口・杓・吉田団地
- 17日 猪熊・古賀・頃末(6・11・14区)・吉田団地
- 18日 猪熊・古賀・頃末(6・11・14区)・吉田団地
- 19日 吉田団地
- 20日 松栄荘・美吉野・猪熊町住・上二・下二・伊左座・吉田本村・杓社宅
- 21日 松栄荘・美吉野・古賀県住・上二・下二・伊左座・吉田本村・杓社宅
- 23日 松栄荘・美吉野・みずほ・古賀区
- 24日 梅ノ木区・みずほ・下二幼稚園通り・古賀区
- 25日 梅ノ木区・下二幼稚園通り・古賀区
- 26日 梅ノ木区・鯉口区
- 27日 樋口・う月・杓・鯉口区
- 28日 猪熊・樋口・吉田団地(浄化槽)・鯉口区
- 30日 猪熊・古賀・頃末(6・11・14区)

### ◎し尿汲取料金は人数割で

し尿汲取料金は、住民登録の人数で支払うように決まっています。転出などで不在の方が家族の中におられるときは、住民課窓口で異動届をされるようお願いいたします。

### ◎ごみ出しは収集日に

◎ごみは収集日の朝7時から8時までに出してください。  
◎燃えるごみと燃えないごみは別けて出してください。  
◎ボール箱などのように大きなものは小さくまとめて出してください。また、水分を多く含んでいるものは水気をとって出してください。  
◎スプレーなどは穴をあけ、またガラス・びん類は小さく割りしっかり包んでから出されるようお願いいたします。

### ◎ごみ袋のあっせん

一枚十円のごみ袋を水巻清掃・遠賀ダストセンターで販売しています。希望者は収集車の運転手さんに申し込んでください。

